

農業委員会交付金事業実施要領

農林水産事務次官依命通知

制 定 昭和60年11月20日付け60農経A第1141号

最終改正 平成28年3月29日付け27経営第3277号

第1 趣 旨

農業委員会が行う農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務（以下「必須事務」という。）の円滑な処理を期するため、この要領の定めるところにより、農業委員会交付金事業（以下「交付金事業」という。）を実施するものとする。

第2 事業の実施主体

交付金事業の実施主体は、農業委員会とする。

第3 事業の内容及び実施

1 事業の内容

法第2条第1項の交付金が交付される交付金事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当の支給

農業委員会が法第4条第1項に規定する委員（以下「農業委員」という。）及び法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）に対し、必須事務を処理するための報酬として手当を支給すること。

(2) 職員の設置

農業委員会が必須事務を処理するため、法第26条第1項に規定する職員を置くこと。

(3) 農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備

- ア 農業委員会が必須事務を処理するに当たり必要な調査を行うこと。
- イ 農業委員会が必須事務を処理するに当たり必要な資料を整備すること。

2 事業の実施

- (1) 農業委員会は、交付金事業を実施するに当たっては、1の(1)から(3)までの事業が相互に有機的な関連を持って効率的に行われるよう努めるものとする。
- (2) 農業委員会は、1の(1)の農業委員及び推進委員の手当の支給を行う場合には、農業委員及び推進委員の業務日誌等を備え、活動内容（日時、場所、活動内容等）を記録するものとし、実働に応じて支給するものとする。

第4 国の助成

国は、交付金事業に要する別表に掲げる経費の財源に充てるため、市町村に対して交付金を交付する都道府県に対し、法第2条第1項の規定に基づき、農業委員会交付金を交付するものとする。

第5 定期報告

- (1) 農業委員会は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について、別紙様式により、1月15日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、農業委員会から事業の実施状況の提出を受けた場合には、取りまとめて1月末までに地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、都道府県知事から提出を受けた場合には、その内容を審査し、事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必要な指導を都道府県知事を経由して文書にて行うものとする。

(4) 農業委員会は、(3)の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。

(5) 地方農政局長等は、(4)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、交付金の一部又は全部を返還させるものとする。

第6 証拠書類等の保存

農業委員会は、交付金事業に関する証拠書類又は証拠物及び交付に関する書類を、交付金事業の完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第7 指導監督

地方農政局長等は、交付金事業の実施に関し指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

附 則（平成22年3月31日付け21経営第7257号）

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日付け23経営第3427号）

- 1 この要領は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成25年3月24日付け25経営第3561号）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成28年3月29日付け27経営第3277号）

1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。